

議案第 38 号

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 20 年前橋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条の 2」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（動物愛護管理職員）

第 17 条の 2 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理職員を置く。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。